

顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめ

平成 27 年 4 月 21 日
日本証券業協会
顧客資産の分別管理に関する
外部監査等のあり方検討
ワーキング・グループ

顧客から預かった資産の保全は金融商品取引業にとって最重要業務の一つであり、分別管理が義務付けられているとともに、分別管理が確実に行われていることを確認するための公認会計士又は監査法人による外部監査（分別管理監査）が法令により規定されている。この制度は、導入されて以降、顧客資産の分別管理が確実に行われていることを毎年第三者が客観的に確認する手続きを行うことで、証券会社の信頼性の向上に大きく貢献してきた。

しかしながら、その後の会計監査制度の充実や、公認会計士の役割の拡大、証券会社の取り扱う業務の多様化や、昨今発生した顧客資産の流用事件などを踏まえると、この制度の実効性を高めるために改善の余地がないか検討する必要があると考えられたことから、自主規制会議の付託を受け、本ワーキング・グループにおいて検討を行ったところである。

その結果、「分別管理監査については、その規則等に関し、証券業務の実態に即した見直しを行った上で、『法令遵守に関する検証業務』に統一することが望ましい」と自主規制会議に対して提言することとした。

この提言を取りまとめるに至った理由は次のとおりである。

分別管理監査の方法は、法令を受け、本協会の規則において「法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」の2種類の方法を認めており、会員はそのいずれかを選択して分別管理監査を受けることになっている。

「法令遵守に関する検証業務」は、監査法人等から、分別管理監査の状況の適正性に係る総合的な結論を表明し、その結論に対して監査法人等による保証を付与する「保証業務」と整理され、一般的な「監査」の概念と一致する。また、監査法人等から、分別管理に関する内部統制上の改善点の指摘や効率性の観点からの助言など、分別管理に係る内部管理態勢の向上に資する効果が高いと考えられ、実務上のメリットも高いと考えられる。

「合意された手続業務」は、本協会が作成したチェックリスト等に基づき監査法人等が個別の項目ごとにチェックし、その結果を報告するものであり、分別管理の状況を確認するうえで一定の実効性はあると考えられ、分別管理の内部管理態勢の構築に寄与してきた。しかし、「合意された手続業務」は、その結果について監査法人等がその適正性に係る総合的な結論を表明し、保証を付与するものではなく、将来に向けて投資者の裾野を広げる観点から見れば、信頼性の付与の面で不十分であることは否めない。また、このような手続きが並存していることは投資者から見ても分かりにくい制度であると考えられる。

今後、これまで以上に分別管理監査制度の信頼性を高めるために証券業務の実態に即した見直しを行った上で「法令遵守に関する検証業務」に統一することが望ましいが、その実現に際しては、次の点について留意する必要がある。

① 監査制度の改正等の環境変化を踏まえた検討

平成13年の分別管理監査制度の導入時と比較し、証券会社の取り扱う業務の多様化、投資者の意識の変化、監査制度の改正、公認会計士に求められる役割の拡大・多様化など、環境は変化している。このような環境の変化を踏まえ、これまでの分別管理監査制度の導入後の実績を活かしつつ、「法令遵守に関する検証業務」を円滑に実施できるよう、本協会は、金融庁及び日本公認会計士協会、日本投資者保護基金とともに必要な規則等の見直しを行う。

② 証券会社の規模・業務内容に応じたコスト負担への配慮

現在の「合意された手続業務」については、精緻な手続きが実施されており、一定の実効性を発揮していると考えられ、その経験を十分に踏まえたうえで監査法人や公認会計士の保証に繋がる実務を確立すべきである。

また、「合意された手続業務」から「法令遵守に関する検証業務」への移行にあたっては、例えば、小規模で複雑な業務を行っていない会員であって、内部統制が適正に構築されている場合には、追加的なコストは限定的であると期待される。

なお、本協会としてもこのために必要な制度整備を行うとともに、日本公認会計士協会との意思疎通を一層向上させ、この外部監査制度が実効的・効率的に進められるよう努めるべきである。

③ 投資者への開示のあり方についての検討

「法令遵守に関する検証業務」は、監査法人等から、分別管理監査の状況の適正性について総合的な結論が出され、その結論に対して監査法人等による信頼性が付与される手続きであり、その結果について、投資者に適切な開示が行われるよう関係規則等を見直すべきであると考ええる。

また、財務諸表監査を受検することは、会計面からの適切な内部管理態勢の構築に資すると考えられることから、将来的には全ての会員が受検するよう取り組むことが望ましい。

なお、一部の委員からは、行政の検査や本協会の監査を受けていれば合意された手続業務で十分ではないか、特定の会員に外部監査の受検を勧告する制度の再検討又は本協会が行う監査の更なる拡充についての検討をすべきではないか、コストの増加は最終的に投資者に転嫁され市場全体の縮減につながるのではないかとして反対意見が表明されたことを付言する。

以 上

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」
の設置について

平成 26 年 5 月 20 日
日本証券業協会

1. 設置の趣旨

証券会社は、顧客資産について厳格な分別管理を行うことが金融商品取引法において定められており、分別管理の状況については、年に 1 回以上監査法人又は公認会計士による監査を受けることが求められている。多くの証券会社は、当該分別管理監査の方法について、財務諸表監査を前提とした「法令遵守に関する検証業務」による方法により監査を受けているが、「合意された手続業務」による方法での監査も容認されている。

近年、多様な背景やビジネス・モデルを持つ証券会社が増加していることや、顧客資産の流用を行った事案が発生したことなどを踏まえると、顧客資産の分別管理監査を含めた外部監査の実施について、改善の余地がないか検討する必要があると考えられる。

については、会員に対する分別管理監査等の外部監査のあり方及びにそれらの監査に関する開示のあり方について必要な検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 問題点の整理
- (2) 外部監査のあり方及び外部監査の開示のあり方
- (3) その他

3. ワーキング・グループの構成及び運営

- (1) 本ワーキング・グループは、会員の役職員及び有識者 10 名程度をもって構成する。
- (2) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) 本ワーキング・グループの主査及び委員は、自主規制会議議長が委嘱する。
- (4) 本ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (5) 本ワーキング・グループは、その検討状況について、適宜、自主規制会議及び関係する会議体に報告する。

4. 庶務の所管

本ワーキング・グループに関する庶務は、自主規制企画部が担当する。

以上

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」名簿

平成26年7月

日本証券業協会

主査	川村雄介	(大和総研副理事長)
公益委員	小暮和敏	(日本公認会計士協会 常務理事 公認会計士)
〃	貞廣篤典	(日本公認会計士協会 業種別委員会 証券業専門部長 公認会計士)
〃	永沢裕美子	(Foster Forum 良質な金融商品を育てる会 事務局 長)
〃	淵田康之	(野村資本市場研究所 研究理事)
〃	蟹江洋司	(日本投資者保護基金 専務理事)
会員委員	井上毅	(コールドマン・サックス証券 コントローラーズ本部 長 マネージング・ディレクター)
〃	出田信行	(大熊本証券 代表取締役社長)
〃	小林正浩	(明和証券 代表取締役社長)
〃	島谷治郎	(島大証券 代表取締役社長)
〃	田中秀和	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券 常務取締役)
〃	三浦聖人	(三豊証券 代表取締役社長)
〃	宮下尚人	(野村證券 代表執行役)
〃	森中寛	(光証券 代表取締役社長)

以上 14名
(順不同・敬称略)

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」
における審議経過

回数	開催日	議 題
第1回	平成26年7月29日(火)	1. 本ワーキング・グループの設置の趣旨、検討すべきテーマについて 2. 外部監査の種類と相違点及び日証協監査について (1) 財務諸表監査と分別管理監査 (2) 「法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」 (3) 日証協監査 3. 分別管理監査について(日本公認会計士協会からのご説明)
第2回	平成26年9月2日(火)	1. 外部監査の現状について (1) 会員の外部監査(分別管理監査、財務諸表監査)の受検状況について (2) 諸外国との外部監査制度比較について (3) 他業態との外部監査制度比較について 2. 意見交換
第3回	平成26年10月31日(金)	1. 外部監査のあり方に関して寄せられた意見(メンバーズ・コメント)の状況について 2. 意見交換
第4回	平成26年11月28日(金)	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台) 2. 意見交換
第5回	平成26年12月26日(金)	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台) 2. 意見交換
第6回	平成27年1月30日(金)	1. 前回会合における議論について 2. 意見交換
第7回	平成27年3月4日(水)	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について(議論取りまとめ) 2. その他
第8回	平成27年3月20日(金)	○ 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について(議論取りまとめ)

金融商品取引法（抜粋）**（分別管理）****第四十三条の二**

（略）

3 金融商品取引業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第百九十三条の二及び第百九十三条の三において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

金融商品取引業等に関する内閣府令（抜粋）**（分別管理監査）**

第百四十二条 金融商品取引業者は、法第四十三条の二第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定による管理の状況について、その所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この条において「協会規則」という。））に限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。

2 協会規則には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 分別管理監査の基準及び手続に関する事項
- 二 分別管理監査の結果に係る報告に関する事項
- 三 金融商品取引業協会の会員が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は当該金融商品取引業協会の定款その他の規則に違反した場合の措置その他の当該会員の法第四十三条の二第一項及び第二項の規定による管理の状況について必要な措置に関する事項
- 四 協会規則の変更に関する事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、分別管理監査の実施に関し必要な事項

3 次に掲げる者は、分別管理監査をすることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、法第四十三条の二第三項の規定による監査に係る業務をすることができない者
- 二 当該金融商品取引業者の役員若しくは使用人又は特定個人株主（令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。）
- 三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等
- 四 当該金融商品取引業者若しくは前二号に掲げる者から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 五 監査法人でその社員のうちに二号又は前号に掲げる者があるもの

**金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協
会の規則等を指定（抜粋）**

（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）（次条において、「協会規則」という。）とする。

会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則（平

13.11.21）

（目 的）

第 1 条 この規則は、会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第43条の2第3項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。

（監査法人等による分別管理監査等）

第 2 条 会員は、金商法第43条の2第3項の規定に基づき、同条第1項及び第2項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年1回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第40号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』（平成26年4月15日）」及び「業種別委員会研究報告第7号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』（平成26年4月15日）」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査等」という。）を受けなければならない。

2 会員は、監査法人等による分別管理監査等が開始されたとき及び分別管理監査等の結果に係る報告書（次項において「分別管理監査等報告書」という。）を受領したときは、速やかに、別に定める「監査法人等による分別管理監査等に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。

3 本協会は、分別管理監査等報告書において、会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、当該会員に対し、速やかに、該当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示する。

- 1 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は本協会の定款その他の規則に違反していた場合
- 2 顧客資産の分別管理が適正に実施されていない場合

4 前項の改善指示を受けた会員は、当該指示事項に係る改善報告書を本協会に提出しなければならない。

（分別管理の実効性の確保に関する措置）

第 3 条 本協会は、会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、当該会員に対し、当該各号に定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

1 自己資本規制比率が120%を下回った場合
分別管理に関する状況等の報告を求めること。

2 自己資本規制比率が100%を下回った場合
顧客分別金の必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。

3 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合
分別管理に関し、監査規則第4条第2号に規定する特別監査を実施すること。

- 2 前項第3号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第6条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 会員は、前項の指示があったときは、当該指示に従わなければならない。
- 4 本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び日本投資者保護基金に報告する。

（本規則の改正）

第4条 本協会は、本規則を改正しようとするときは、金融庁及び日本公認会計士協会と協議するものとする。

（その他）

第5条 本協会は、本規則に定めるもののほか、分別管理監査等の実施に関し必要な事項を別に定めることができる。